

宍粟市議会議長 浅田 雅昭 様

宍粟市長 福元 晶三

公立宍粟総合病院経営強化プラン（案）に対する議会意見への回答について

令和 5 年 12 月 13 日付で意見提出がありました標記のことについて、下記のとおり回答いたします。

記

第 6 章 役割・機能の最適化と連携の強化

第 2 節 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能について

意見

地域包括ケア病床については、地域のニーズにあった医療提供や病院経営の安定にむけて、入院料・入院医療管理料施設基準の上位取得をめざすと考えるが、どこをめざすのか明記されたい。

市の考え方

地域包括ケア病棟入院料は、既に上位基準を取得済みであり、今後も診療報酬の改定内容を踏まえ、現行基準の維持に努めていきます。

第 3 節 機能分化・連携強化

「回復期医療機能の充実にあたっては、県立はりま姫路総合医療センター等の近隣基幹病院での高度急性期の治療が終了し、直ぐに在宅復帰や施設への入所に不安のある患者に対して、医師、看護師、リハビリスタッフ、医療相談員等がチームとなってサポートし安心して退院していただけるよう受入体制を強化していきます。」とあり、具体的な取組み内容が列挙されている。

意見

- ① 県立はりま姫路総合医療センターとの連携強化について、医師派遣の増加や遠隔診療等の支援内容を明記した連携協約等の締結と記載が必要ではないかと考える。
- ② 基幹病院の術後患者等の受入体制の構築について、具体的な内容の記述が必要ではないかと考える。

市の考え方

- ① 連携協約については、病院間で協定書のような文書を交わすような情勢にはなっておりません。また、そのような協定書を交わすよう県の助言も受けておりません。

しかし、県立はりま姫路総合医療センターとの連携登録や県立病院との個別の診療

応援制度が既存の仕組みとして構築されていますので、その点については記載させていただきます。

② 経営強化プランの記載内容としては細かくなりすぎるので、今後作成予定のアクションプランや関係業務マニュアル等において記載していきたいと考えています。

第5節 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

意見

医療機能・質に係るもののうち、「地域分娩」、「小児医療」、「在宅復帰率」、「クリニカルパス使用率」などに関する数値目標の記載が不足しているのではないかと考える。

市の考え方

総務省アドバイザーの意見も踏まえ、ガイドラインに例示されている数値目標をすべて列挙するのではなく、現時点における当院の実態に沿った目標を設定させていただきます。数値目標については、今後とも適宜必要に応じて見直していきたいと考えています。

第7節 住民の理解のための取組

意見

医師等の確保が困難であり、病床利用率も低水準にある中で、今次プラン期間中に病院の建替を行う予定である。将来にわたって地域医療提供体制を持続可能なものにするための経営強化プランであることから、住民の理解を得るための十分な説明が求められる。そうした住民の理解のための取組みを記載する必要があるのではないかと考える。

市の考え方

総務省アドバイザーの意見も踏まえ、住民の理解のための取組みとしては、ガイドラインに照らし合わせてもやるべきことは記載しており、一般論的に十分であると考えています。

第10章 施設・設備の最適化等

第1節 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

意見

「・・・ECI方式の活用などにより可能な限り整備費の抑制を図ります。」とあるが、実施設計技術協力事業者（施工予定者）の提案により、どのように整備費を抑制するのか記載が必要ではないかと考える。

市の考え方

整備費の抑制についてのイメージが湧くよう、CM方式・ECI方式がどのような仕組みなのか注釈を追加します。

第 11 章 経営の効率化等

第 1 節 経営指標に係る数値目標

意見

経営強化ガイドラインでは、別項として、経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標を示す必要があるが、本経営強化プランにはそれらの記載が見当たらないため、記載すべきではないかと考える。

市の考え方

総務省アドバイザーの意見も踏まえ、現状の記載内容で特段の問題はないと考えています。

第 2 節 目標達成に向けた具体的な取組

意見

具体的な取組み内容について、特に新規の内容は、どの時期に行うのか記載すべきと考える。地域包括ケア病床の入院料・入院医療管理料施設基準の上位取得とそれに係る人的配置により、医療の質の向上と経営の効率化を図ることが必要ではないかと考える。

市の考え方

今後、アクションプランの作成にあたり、適切にフォローアップしていけるよう取組期間や責任者などの具体的な内容を明示していきます。

【再掲】

地域包括ケア病棟入院料は、既に上位基準を取得済みであり、今後も診療報酬の改定内容を踏まえ、現行基準の維持に努めていきます。